

広報

たまたみ

8
2021 月号
別冊
令和3年8月10日



- U・Iターン情報
- 空き家管理
- ふるさと納税

● 町外から帰省された皆さんにもご覧いただけるよう、別冊で発行いたしました。
● 掲載されている支援制度などのご活用を検討される方は、担当課までご連絡をお願いいたします。

只見町へ戻ってきませんか？ 移住しませんか？



IT機器やインターネット環境の発展の影響により、日本社会に大きな変化が訪れています。例えば、「在宅勤務・テレワーク」、「オンライン教育」などです。これらの変化により、都市部と地方の出来ることの格差は、縮まってきています。この機会に只見町での自然と共生する生活を考えてみませんか？

● U・Iターンの気になる質問 (只見町HPの定住ガイドブックや冬の暮らしガイドブックもご覧下さい)

住まいの質問

居住の紹介はありますか？

町では、空き家・空き家バンク制度により、物件の紹介を行っています。各種町営住宅もあります。物件の概要や詳細はホームページからご覧いただけます。

暮らしの質問

雪はどのくらい降りますか？

降雪期の最深積雪は、2m前後となる場所もありますが、生活圏の道路は除雪車により除雪します。町内にはスキー場があるので、ウィンタースポーツが楽しめます。また毎年2月には雪まつりが開催されます。

仕事の質問

働く場所はありますか？

役場駅前庁舎2階の観光商工課では、無料職業紹介所を開設しており、職業の紹介をしています。毎週金曜日発行のおしらせばんでも職業案内をしていますのでご覧ください。また南郷トマト農家への新規就農については、多くの支援があります。

暮らしの質問

お買い物する場所はありますか？

スーパーや商店などが点在していますので、日用品や食料品などの生活必需品は、町内でもそろえることができます。

子育ての質問

子どもを預ける場所はありますか？

町内3カ所に保育所があります。保育料は無料となっております。また小学生を対象に、子ども教室が行われています。(詳しくは、各振興センターへお問い合わせください)

子育ての質問

教育環境について教えてください。

町内には、小学校3校、中学校1校、県立高校1校があります。各学校までは、スクールバスが運行されています。小中学校はユネスコスクールに登録されています。(給食費は無料です)

● こんな補助金があります！

① U・Iターン等促進助成金

- 内容** 1人あたり5万円を交付。交付対象者が扶養している中学生以下の子ども1人あたり5万円を加算。
- 条件** ①定住後1年以内に事業所などに就業し、6か月以上雇用されている又は起業(開業)している。
②就業開始日の年齢が35歳未満であること。
③3年を超えて定住する意思があること。
④税金等を滞納していないこと。

② 新規学卒者定住助成金

- 内容** 1人あたり10万円を交付。
- 条件** ①卒業後に定住し、定住後1年以内に事業所などに就業し、6か月以上雇用されている又は起業(開業)している。
②就業開始日の年齢が30歳未満であること。
③3年を超えて定住する意思があること。
④税金等を滞納していないこと。

③ 奨学金返還支援補助金

- 内容** 年度内に返還した奨学金の2分の1の額を補助。(年間最大18万円、最長96か月支援)
- 条件** ①只見町に住所を有し、通勤圏内の事業所等に就業している、又は自ら事業を営んでいる。
②令和3年3月31日時点で35歳未満であること。
③税金等を滞納していないこと。
④申請時点で奨学金の借入が終了し、返還している。
⑤他の奨学金返還支援制度を利用していない。
⑥公務員でない。(会計年度任用職員を除く)
※対象となる奨学金の種類についてはお問合せ下さい。

④ U・Iターン有資格者等人材確保推進給付金(保健師・看護師)

- 内容** 基本額100万円を交付。(条件により加算有り)
- 条件** ①保健師、看護師いずれかの資格を有していること。
②職員採用通知受理日から任期開始以後30日までの間に、只見町へ住所を移した方で、任期の定めのない只見町常勤職員として採用された方。
③5年以上継続して勤務できる方。
④税金等を滞納していないこと。
⑤給付金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した只見町民1人を立てられる方
⑥町内の他の施設又は事業者からの転職でない方

⑤ 住宅取得支援事業補助金

- 内容** 新築住宅の取得に要した対象経費の2分の1(最大80万円)、中古住宅の取得に要した対象経費の2分の1(最大50万円)を補助。
※県外からの転入者の方は、別途福島県の支援事業があります。(各種要件あり)
- 条件** ①世帯全員が住民登録され、補助対象住宅に5年以上居住すること。
②トイレ、浴室等を備える一戸建て住宅で居住用部分が55㎡以上であること。
③建物の登記(保存・所有権移転)を行うこと。
④世帯全員に税金等の滞納が無いこと。
⑤その他補助金交付要綱に適合すること。

※詳しくは只見町ホームページをご覧ください、お気軽にご相談ください。

問合せ先

①～③、⑤地域創生課創生企画係

☎0241-82-5220

④総務課総務係

☎0241-82-5210

空き家の管理をお願いします

空き家の管理は所有者(管理者)の責務です！



空き家を放置しておくと、安全面や衛生面で周囲に迷惑をかけてしまうことがあります。また、事故が起きた際になどに損害賠償を求められたり、固定資産税の優遇措置が受けられないこともありますので適正な管理が必要です。ここでは町の制度を紹介します。

解体するのはもったいない、できれば誰かに使ってほしい場合

利活用可能な
空き家募集中です

① 「町の空き家・空き地バンク制度」

空き家所有者から情報提供を受けた物件を登録し、町ホームページ等で利用希望者に紹介する制度です。
※物件調査により登録をお断りする場合があります。また、町は交渉・契約に関する媒介は行いません。

登録の流れ

申込 → 町担当者による現地調査 → **バンク登録** → 希望者見学 → 交渉の申込通知 → 交渉・契約

空き家をリフォームして活用したい(貸したい)場合

② 「空き家改修事業補助金」

空き家を改修し利活用(居住・賃貸・シェアハウスの運営など)したい方向けの支援制度です。

補助内容：改修費用の1/2(上限150万円)

加算金：次の①～③に該当される方は各10万円の加算があります。

①町外からの移住者、②空き家バンク登録物件の改修、③子育て世代(上限30万円)

空き家の家財整理が必要な場合

③ 「家財処分費等補助金」

空き家の解体や利活用をお考えの方に、家財道具の処分や住宅清掃に係る費用の一部を助成します。

補助内容：処分・清掃費用の1/2(上限20万円)

空き家の管理ができない、今後活用する予定もない場合

④ 「空き家等解体工事補助金」

空き家を解体する際の解体費用の補助を受けることができます。

補助内容：解体費用の2/3(上限30万円)

加算金：空き家解体後の更地(宅地)を「空き地バンク」に登録する場合は10万円の加算があります。

空き家問題は、現在空き家を抱えている人だけの問題ではありません！

実家や親族の家など、身近な物件が急に空き家になってしまう可能性もあります。

空き家を発生させないために何をすれば良いのか、日ごろから家族や周囲の人と相談しておくなど一人一人が対策方法を考えることが大切です。

※各制度を活用するためには事前申請が必要です。まずは町HPで制度をご確認いただくか、地域創生課までお問い合わせください。

問合せ先 地域創生課創生企画係
☎0241-82-5220

ふるさと納税しませんか？



● 町外にお住まいでも只見町の「まちづくり」へ参加できます！

只見町では、ふるさと納税制度を活用した「自然首都・只見」応援基金への寄附金を受付けています。この制度は、只見町が目指す「まちづくり」にご賛同いただいた皆様から寄附という形で応援いただき、「人と自然の共生」を目指したまちづくりを推進するものです。

町外にお住まいの只見町出身の方や、町外から只見町を応援したい！という方であれば、どなたでも寄附することができます。

● ふるさと納税の魅力

お礼の品がもらえる！



寄附をいただいた方へ、只見町の産品をお礼の品としてお届けしています。
魅力的な特産品がたくさん！
※写真はイメージです。

税金が控除される！



控除上限額内(※)で寄附を行うと、合計寄附額から2,000円を引いた額について、所得税の還付・住民税の控除を受けることができます。
※収入や家族構成により異なります。

寄附金の使い道を指定できる！



寄附金の使い道を指定することができます。
只見町では、自然保護や教育、まちづくりなど大きく5つの使い道を指定できます。

● 寄附の手順

STEP 01 只見町ふるさと納税のサイトにアクセス
(右の3つのサイトがあります)

STEP 02 寄附額、返礼品
寄附金の使い道を選択する

STEP 03 お礼の品や寄附受領証明書が届きます

STEP 04 確定申告(翌年2月中旬～3月中旬)
ワンストップ特例制度
申請書送付(翌年1月10日必着)

STEP 05 所得税還付・住民税控除

次のサイトにアクセスしてお申込みください。

※インターネット申込み以外をご利用の方は下記までお問合せください。

問合せ先 地域創生課創生企画係

☎0241-82-5220

※控除について、詳しくは総務省ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。